鳥取県告示第98号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成19年度から	米子市 (淀江町稲吉	米子市淀江町稲吉の	平成21年2月20日
	平成20年度まで	の一部)の地籍図及	一部	
		び地籍簿		
三朝町	平成18年度から	三朝町(大字鎌田及	三朝町大字鎌田及び	
	平成19年度まで	び大字余戸の各一	大字余戸の各一部	"
		部)の地籍図及び地		"
		籍簿		
	平成17年度から	三朝町(大字高橋及	三朝町大字高橋及び	
"	平成19年度まで	び大字東小鹿の各一	大字東小鹿の各一部	,,
		部) の地籍図及び地		"
		籍簿		
大山町	平成19年度から	大山町(長野、松河	大山町長野、松河原	
	平成20年度まで	原及び下市の各一	及び下市の各一部	,,
		部) の地籍図及び地		"
		籍簿		